



知っておきたい 相続のポイント

第1回 相続手続きのスケジュールについて

相続は、行うべき手続きが多く期限が定められたものもあります。このため、「どんな手続きを、いつまでに行う必要があるのか」といった全体感を把握したうえで取り組むことが重要です。また、相続人間で利害が対立し遺産分割協議が円滑に進まない場合に、相続税を計算する際の軽減措置が利用できなかったり、相続が“争族”になってしまう可能性もあります。今回は相続手続きのポイントについてお伝えいたします。

相続手続きのスケジュール

相続手続きのうち、期限が定められた主なものは下図の通りです。

相続発生 ^{※1} から・・・	
死亡届	7日以内
厚生年金の受給停止手続き	10日以内
国民年金の受給停止手続き	14日以内
国民健康保険や介護保険の資格喪失手続き	14日以内
遺言書の検認 ^{※2}	3か月以内
相続放棄、限定承認	3か月以内
準確定申告	4か月以内
遺産分割協議書の作成	10か月以内
相続税申告	10か月以内
相続登記(2024年4月以降)	3年以内

※1 死亡届・相続放棄・限定承認・相続登記は相続の発生を知った時から
 ※2 期限はないが、相続放棄・限定承認・相続税の申告が必要な場合は各手続き前に完了させる

主要な相続手続き

次に、主要な手続きについて見ていきましょう。

(1)死亡届の提出

死亡の事実を知った日から7日以内、故人の死亡地・本籍地または届出人の所在地の役所に提出します。

埋葬、火葬に必要な埋火葬許可証も同時に申請することができ、不備がなければ、死亡届の提出日に発行されます。



については、裁判所の検認手続きは不要です。

(4)相続人の調査

金融機関での相続手続きや不動産の相続登記手続き等には、故人、相続人の戸籍謄本が必要です。

故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本を揃える必要があります。本籍地の異動や婚姻関係によって戸籍の転籍や除籍が生じていると、その分必要な戸籍謄本が多くなります。また、相続人が異なる市区町村に本籍を有している場合は、その市区町村にも問い合わせる必要があります。相続人が死亡し世代が代わっている場合(代襲相続)には、その旨が判るよう戸籍を辿っていく必要があります。

法務局へ法定相続情報一

(2)各種公的制度に係る手続き

①公的年金の受給停止や遺族年金の申請手続き

国民年金は死亡日から14日以内に役所へ、厚生年金は10日以内に年金事務所へ、年金受給権者死亡届(報告書)を提出します。

公的年金の未支給分は、相続財産とはならず相続人の一時所得(50万円以内は非課税)になります。

遺族年金の申請期限は、遺族基礎年金、遺族厚生年金ともに支給事由が発生した日の翌日から5年です。

②国民健康保険や介護保険の資格喪失手続き

国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険の被保険者であった場合には、14

日以内にその資格喪失届を市区町村へ提出します。

未納分は相続人へ請求され(相続税申告においては、故人の債務扱い) 還付になる場合は相続人へ支払われます(相続税申告においては、故人の財産扱い)。

(3)遺言書の有無の調査・検認手続き

遺言書には、代表的なものとして自筆証書遺言と公正証書遺言とがあり、自筆証書遺言は裁判所で開封のうえ検認を受ける必要があります。検認とは、相続人に対し遺言書の存在を知らせるとともに、その内容を明確にして、偽造を防止するための手続きです。遺言書が有効か無効かを判断する手続きではありません。公正証書遺言、法務局保管の自筆証書遺言

覧図(紙1枚)を登録し、戸籍の代わりに用いることも考えられます。法定相続情報一覧図は、故人の相続関係を一覧にしたものです。相続手続きに用いることができますが、取得するには相続手続きに必要な戸籍謄本一式を揃

える必要があります。法務局に登録する手間も発生します。

(5)相続財産の調査と評価

遺産分割を行うためには相続財産を把握する必要があります。主な財産の種類ごとに、以下のような調査方法が考えられます。

調査方法		
主な財産	不動産	固定資産税・都市計画税の納税通知書をもとに概要を把握します。未登記物件や公衆用道路などを保有している場合、所有不動産の把握漏れを防ぐために役所で保有物件一覧が記載されている名寄帳を取得することをおすすめします。その後、対象物件について法務局で全部事項証明書を取得します。相続税評価と固定資産税評価は異なる事もありますので、詳しくは専門家に確認しましょう。
	金融資産(負債)	キャッシュカード、通帳、取引報告書、郵便物、メールなどから取引金融機関を特定し、相続発生日における残高証明書の発行依頼をします。貸金庫の契約有無についても確認しましょう。最近では、ネット銀行・証券など郵送物がなく、故人宛のメールのみしか取引の有無を確認できない場合もありますので注意が必要です。
	保険	保険証券、通帳の保険料支払記録、郵便物、メールなどで確認します。

(6)相続放棄・限定承認

故人の債務が資産を上回る、故人に隠れた債務があるかもしれないなどの理由で相続放棄をしたい場合は、相続開始を知った時から3ヵ月以内に家庭裁判所へ届出を行う必要があります。この届出は相続人が単独で行うことができます。

また、資産の範囲内で債務を相続する限定承認も同様の期限になりますが、届出は相続人全員で行う必要があります。

(7)準確定申告

故人が事業や不動産の貸付を行っていた、医療費が10万円超になり年金の源泉徴収の還付を受けるなどの場合には、準確定申告を相続



の開始を知った日から4ヵ月以内に行う必要があります。

(8)遺産分割協議と遺産分割協議書の作成

相続人が複数いて遺言書がない場合(遺言書があっても、相続人全員の同意の下に遺言書とは違った分割に変更することも可能。),「誰が」「どの資産を」「どれくらい」相続するのかを話し合う遺産分割協議を行い、その結果をもとに遺産分割協議書を

作成する必要があります。遺産分割協議書には、相続人全員が印鑑証明を添付のうえ署名と実印の押印を行います。

相続税の申告が見込まれる場合、遺産分割の内容によって一次相続時、二次相続時の相続税額が大きく増減します。二次相続を見据えた遺産分割を検討することも大切です。

また、遺産分割協議書は不動産の相続登記にも使われ

るため、不動産の全部事項証明書の記載通り正確に作成することが重要です。

(9)相続税の申告

相続税の申告は、故人が死亡したことを知った日の翌日から10ヵ月以内に行うことになっています。例えば、6月15日に死亡した場合には翌年の4月15日が申告期限になります。なお、この期限が土曜日、日曜日、祝日などに当たるときは、これらの日の翌日が期限となります。

10ヵ月を超えて申告した場合、原則としてペナルティ(無申告加算税等)が発生します。その他にも相続税の軽減制度が使えないといったデメリットもあります。

(10)各種遺産の手続き

- ①銀行・証券会社取引の名義変更・解約換金手続き
- ②生命保険金の請求手続き
- ③不動産の名義変更手続き
- ④自動車の名義変更手続きなど

相続手続きを放置することのデメリット

2024年4月から不動産の相続登記(故人から相続人への名義変更登記)が義務化され、相続で不動産取得を知ってから3年以内に相続登記を行わない場合、10万円以下の過料が課される可能性があります。

故人の預貯金や有価証券は、金融機関が相続発生を知った時点から相続手続きが完了するまでの間、入出金や解約・換金が出来なくなります。

ご相談は最寄りの足利銀行へ

足利銀行では、相続対策から相続発生後のサポートまで、お客さまからのご相談を承っております。ご不明な点やお困りごとがございましたら、休日ウェルスサロンや最寄りの支店にぜひお気軽にご相談下さい。

休日のご相談は「休日ウェルスサロン」をご利用ください

専門スタッフが対応

完全予約制専用相談ブース

休日に相談

相談無料

所在地

〒320-0857 栃木県宇都宮市鶴田 1-7-5 宇都宮西支店内(2F)

営業日

土曜日・日曜日 ■土・日以外の祝日は休業
■12月31日~1月3日とその連続する休日、5月3日~5日とその連続する休日は休業

ご予約時間

①10:00~ ②13:00~ ③15:00~

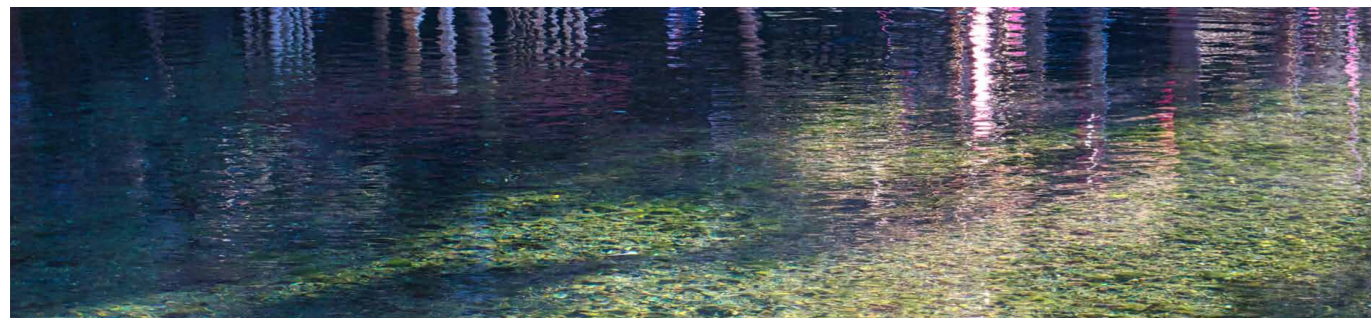
完全予約制となっておりますので、事前にホームページよりご予約ください。

<https://ashikagabank.resv.jp/>



相続のほかにも大切なおカネについて気になることは「あしぎん」にご相談ください

iDeCo NISA 年金 保険の見直し など



次回は相続手続きのポイントについて具体的にお伝えいたします。